

紘基会 寺本はただいま議題となっております

- 議案第24号 豊橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 豊橋市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第26号 豊橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第27号 豊橋市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第28号 豊橋市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

以上5件の報酬及び給与を引き上げる条例改正について、私は反対の立場で討論します。他の議案は賛成であります。

本議案は人事院勧告を受けての措置です。今回の人事院勧告のポイントは、民間給与が国家公務員給与を平均1,469円(0.36%)上回る結果となったことから実施することにした、としております。

しかし勧告の基準となるデータは、従業員50人以上と100人以上と500人以上いる民間企業を対象に調査されており、また正規雇用労働者のみを対象としており、雇用労働者全体の約4割を占めている非正規雇用労働者は調査対象ではありません。これでは民間所得の実態に合った調査が踏まえられているとはとても思えません。官民格差は縮小されることなく現存しております。

非正規雇用者も含めた平均給与を参考にすることが、全体の奉仕者たる公務員の姿勢であるべきです。人事院勧告に準拠するその姿勢自体が問題です。奨学金の返済に苦しんでいる若者や派遣社員の窮状、国地方の厳しい財政状況、借金は1000兆円を突破しております。GDP対比246%、債務残高世界1位。2位のギリシャですら177%です。

そして差し迫った超高齢社会に対する福祉財源などを考えれば、子や孫たちの借金財政で公務員の給与及び議員報酬の引き上げをすべきときではありません。

また、当該条例改正に住民の理解が得られるとは思いません。いま給与の引き上げが必要とされているのは介護士や保育士ではないでしょうか。

以上を反対討論と致します。